

小牧市役所本庁舎食堂等出店者選定プロポーザル実施要領

令和 8 年 4 月 1 6 日
8 小資管第 1 8 8 号

小牧市が計画している小牧市役所本庁舎食堂等出店者を選定するため、次によりプロポーザルを実施する。

1 プロポーザルの名称

小牧市役所本庁舎食堂等出店者選定プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

2 プロポーザルの概要

(1) 目的

小牧市役所を利用する来庁者及び職員の利便性を図り、市役所としての機能性、雰囲気損なわないような、親しまれるサービス方法を検討する。

また、食堂だけに限定せず、スペースの一部で物品販売、自動販売機の設置などの使用方法を含め、来庁者、職員両方の利便性を図ったサービス方法を検討する。

(2) 内容

ア 場 所 小牧市堀の内三丁目 1 番地

小牧市役所本庁舎の 6 階の一部

イ 貸与面積 食堂 213 m²の内厨房部分 79 m²

その他売店・券売機等、別途スペースを必要とする面積

3 事務局

小牧市総務部資産管理課管財係

〒485-8650

小牧市堀の内三丁目 1 番地

電 話：0568-76-1110（直通）

小牧市ホームページ <https://www.city.komaki.aichi.jp/>

4 選定概略

(1) 審査

審査委員会において出店希望申出書等を適正に評価するため、評価基準等により、提出された出店希望申出書等の審査及び評価を行い、最も業務に適すると判断される最適な者及び次点者各1者を特定するものとする。

(2) 評価基準及び採点方法

審査委員会は、出店希望申出書及び出店計画書等の内容を重点にした評価基準に基づいて選定する。

評価項目(配点)	評価事項
1 基礎的要件(10) (業務経歴等)	(1) 出店希望理由(基本的概念) (2) 類似業務経験の状況(業務実績)
2 サービス方法(10)	来庁者に親しまれ、市民、職員両方の利便性を図ったサービス方法
3 管理営業体制(10) (従業員等の経験と能力等)	(1) 人員配置計画(従業員数)・教育方針 (2) 業務責任者(資格の有無) ・責任体制・緊急時体制・苦情対応
4 業務内容(55) (業務の実施方針、取組体制)	(1) 地産地消への協力・貢献 (2) 提供メニューの考え方 (3) 価格の考え方 (4) 環境配慮への考え方 (5) 食品安全性への考え方 (6) 健康への配慮の考え方 (7) 注文・精算方法 (8) 採算ライン及び収入見込み
5 地域精通度・地域貢献度(5)	(1) 小牧市内に本・支店、営業所を有する。 (2) 小牧市隣接市町内に本・支店、営業所を有する。
6 その他提案事項等(10)	(1) 営業開始可能時期 (2) アピールすべき点・優位性等

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 次に掲げる措置を受けていない者
 - ア 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成11年3月4日11小総第47号）に基づく指名停止の措置
 - イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (4) 国税及び地方税の滞納がない者
- (5) 愛知県内に営業所を有し、食堂又は喫茶店を営業している法人又は個人で、令和8年4月1日現在1年以上の飲食業の経営実績を有するもの
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可その他飲食店の営業に係る必要な許可を有しており、本庁舎において食堂等の営業に必要な営業許可が受けられる見込みがある者
- (7) 食品衛生法その他の食品の営業に関する法令に基づく許可の取消し等の処分を過去1年間受けていない者
- (8) 小牧市の食堂等の運営方針に協力し、良質な食事を低廉な価格で提供できる者
- (9) 業務に起因する全ての事故及び苦情に対し、自らの責任において速やかに対応することができ、かつ相応の補償能力がある者

6 実施スケジュール

項目	日程
出店希望申出書等の提出期間	4月17日(金)～5月29日(金)
質疑受付	4月17日(金)～5月18日(月)
現地確認	4月17日(金)～5月29日(金)
質疑回答(市ホームページ掲載)	5月22日(金)
審査委員会による審査	6月29日(月)
結果発表(公表・通知)	7月上旬

※ 期間の表示のあるものは、午前9時から午後4時まで(期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く。)に行うものとする。

7 出店希望申出書等の交付方法

小牧市ホームページからダウンロードする。

8 出店希望申出書等の提出方法

(1) 提出書類

- ア 出店希望申出書 (様式第1)
- イ 出店希望申出書受領書 (様式第2)
- ウ 住民票の写し(法人の場合は登記事項証明書)
- エ 納期の到来した直近の国税及び地方税の納税証明書
 - ・ 国税について(所管税務署が発行する納税証明書)
 - a 法人…「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の3 未納のないことの証明)
 - b 個人…「所得税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書(その3の2 未納のないことの証明)
 - ・ 県税について(愛知県税事務所が発行する証明書)
 - a 法人…「法人県民税」、「法人事業税」、「地方法人特別税」、「自動車税」、「地方消費税」の納税証明書(未納の税額がないこと用)
 - b 個人…「個人事業税」、「自動車税」、「地方消費税」の納税証明書(未納の税額がないこと用)
 - ・ 市税について(小牧市が発行する納税証明書)

- a 法人…「法人市民税」、「固定資産税・都市計画税」及び「軽自動車税」の納税証明書
- b 個人…「普通徴収（特別徴収）市県民税」、「固定資産税・都市計画税」、「軽自動車税」及び「国民健康保険税」の納税証明書
- オ 宣誓書（様式第3）
- カ 決算関係書類（直近3か年分。なお、開業から3年未満の場合は作成した期分を提出）
 - a 法人…決算報告書（貸借対照表、損益計算書等を含む。）
 - b 個人…所得税確定申告書の控えとその添付書類の写し
- キ 食品営業許可書（飲食店営業許可書等）の写し
- ク 出店計画書・・・・・・・・・・・・・・・・（様式第4）
 食堂利用者向け1週間分メニュー（A4サイズ1枚）（任意様式）
- ケ 会社（事業所）概要・・・・・・・・・・・・・・・・（様式第5）
- コ 現在、営業中の店舗にて提供しているメニューの写真、価格（5枚以内）
- サ その他、会社PR用パンフレット等

(2) 書式等

書式及び記入方法は、小牧市役所本庁舎食堂等出店者募集要項に基づき作成すること。

(3) 提出場所

小牧市堀の内三丁目1番地
 小牧市役所 本庁舎 4階 総務部資産管理課管財係
 電話：0568-76-1110（直通）

(4) 提出方法

- ア 提出期間内に必ず総務部資産管理課管財係窓口（小牧市役所本庁舎4階）にて提出し、上記（1）クからサは別途データも提出する。
 なお、郵送等による提出は認めない。
- イ 提出書類の受領確認のため、受付番号を付した出店希望申出書受領書（様式第2）を交付する。

(5) 提出部数

1部（上記（1）クからサについては別途データも提出）

9 出店希望申出書等に関する質問書の提出方法、提出期限等

- (1) 出店希望申出書等に関して質問がある場合は、質問書（様式第6）を作成し、総務部資産管理課管財係（小牧市役所本庁舎4階）に持参、FAX、電子メールのいずれかによる提出とする。
- (2) 郵送、電話、口頭による質問は受け付けない。
- (3) 提出期限は、5月18日（月）午後4時
- (4) 質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、令和8年5月22日（金）に小牧市ホームページに掲載し、公表する。

10 ヒアリング

ヒアリングについては、必要に応じ、文書等により行う。

11 費用負担

出店希望申出書等の作成に係る費用は提出者の負担とし、参加報酬（報償費）等は支払わない。

12 覚書

(1) 覚書の締結

小牧市は、最適な者と小牧市役所本庁舎食堂等業務に関する覚書の締結を行う。ただし、最適な者に事故等があり、覚書の締結が不調となった場合は、次点者を相手方とする。

(2) 業務名

小牧市役所本庁舎食堂等出店業務

(3) 使用期間

令和8年7月上旬から令和10年3月31日とする。（営業開始日については、別途協議とする。）使用期間以降双方が合意した事項に異議がない場合は、1年毎に継続し、以降同様とする。出店者の権利の譲渡は認めない。

また、出店者の都合及び使用期間満了により退去しようとするときは、その6ヶ月以前に文書により市に申し出るとともに、その指示に従うこと。なお、退去の際は退去日までに出店前の状況に復帰させるものとする。ただし、市が同意した場合はこの限りでない。

(4) 営業開始日

営業開始日については、準備が出来次第、可能なかぎり早期とする。
なお、令和 8 年 9 月 1 日までを目処とする。

(5) 業務内容

小牧市本庁舎食堂において、来庁者及び職員等希望者に対しての食事等サービスの提供

(6) 覚書の作成の要否

小牧市役所本庁舎食堂等業務に関する覚書（様式第 7）に基づき覚書を取り交わすものとする。

(7) 施設使用料

免除とする。ただし、令和 10 年 4 月 1 日以降分は、収支状況等に
応じて協議により定める額とする。

(8) 機器及び備品

出店者は、備付の厨房機器、客席のテーブル、椅子等の備品を無料で使用できることとし、善良な注意をもって維持管理すること。

なお、食堂以外に売店等運営する場合の設備等については、出店者が用意すること。

(9) 光熱水費等

光熱水費、電話、ごみ等の排出物の処理費については、出店者の負担とする。

(10) その他

毎年、行政財産目的外使用許可申請書を提出すること。

食品衛生等関係官庁への手続きについては、出店者が行うこと。

従業員駐車場は出店者において民間駐車場を別途確保すること。（市役所駐車場への駐車は認めない。）

13 その他の事項

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、総務部資産管理課管財係（小牧市役所本庁舎 4 階）とする。

(2) プロポーザル審査委員会委員及びその家族が関係する事業者及び事業所に所属する者は参加できない。

(3) 出店希望申出書等を提出したものが審査委員会委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。

(4) 出店希望申出書等が次のいずれかに該当すると認められる場合は、

失格とすることができる。

ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、すでに発表されたものと同じあるいは類似の提案又は盗用した疑いがあると審査委員会が認めたもの。なお、覚書の締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

- (5) 提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却はしない。また、参加者において、提出された書類を雑誌、広報誌その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (6) 出店希望申出書等は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、出店希望申出書等に記載した人員配置計画は、原則として変更できないこととする。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、必ず市の了解を得なければならない。
- (7) 出店希望申出書等を提出したものが1者の場合であっても、審査を行う。
- (8) 審査の結果、一定の基準を満たさなかった場合は、最適な者及び次点者として特定しない。
- (9) 審査結果は、出店希望申出書を提出した者全員に書面で通知する。審査内容については、評価基準採点の総点数のみ公表する。

(様式第1)

出店希望申出書

令和 年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者
所在地
名称
代表者名
(電話 ー ー)
(FAX ー ー)
担当者名
担当者携帯番号
(ー ー)
メールアドレス
()

小牧市役所本庁舎食堂等出店者募集要項に基づき、食堂等の出店を希望しますので下記書類を添付し申し出します。

記

- 1 出店希望申出書受領書 (様式第2) 1部
- 2 住民票の写し (法人の場合は登記事項証明書) 1部
- 3 納期の到来した直近の国税、愛知県税及び小牧市税の納税証明書
各1部
- 4 食品営業許可書 (飲食店営業許可書等) の写し 1部
- 5 宣誓書 (様式第3) 1部
- 6 決算関係書類 (直近3か年分。なお、開業から3年未満の場合は作成した期分を提出) 1部
法人…決算報告書 (貸借対照表、損益計算書等を含む。)
個人…所得税確定申告書の控えとその添付書類の写し
- 7 出店計画書 (様式第4) (「記入例」参照) 1部及びデータ
(食堂利用者向け1週間分のメニュー (金額入り) (任意様式))
- 8 会社 (事業所) 概要 (様式第5) 1部及びデータ
- 9 現在、営業中の店舗にて提供しているメニューの写真、価格 (5枚以内) 1部及びデータ
- 10 その他、会社PR用パンフレット等 1部及びデータ

(様式第2)

出店希望申出書受領書

小牧市役所本庁舎食堂等出店者募集に関する出店希望申出書を受領しました。

令和 年 月 日

申請者 所在地
名称
代表者名

受付番号	
受付印	

(様式第3)

宣誓書

令和 年 月 日

(宛先) 小牧市長

所在地

名称

代表者名

印

小牧市役所本庁舎食堂等出店者選定プロポーザルに参加するにあたり、次の全ての要件を満たすことを宣誓します。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 次に掲げる措置を受けていない者
 - ア 小牧市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成11年3月4日11小総第47号）に基づく指名停止の措置
 - イ 小牧市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月25日付け小牧市長・愛知県小牧警察署長締結）に基づく排除措置又はこれに準ずる措置
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の小牧市入札参加資格の登録がされたものについては、更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (4) 国税及び地方税の滞納がない者
- (5) 愛知県内に営業所を有し、食堂又は喫茶店を営業している法人又は個人で、令和8年4月1日現在1年以上の飲食業の経営実績を有するもの
- (6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可その他飲食店の営業に係る必要な許可を有しており、本庁舎において食堂等の営業に必要な営業許可が受けられる見込みがある者
- (7) 食品衛生法その他の食品の営業に関する法令に基づく許可の取消し等の処分を過去1年間受けていない者
- (8) 小牧市の食堂等の運営方針に協力し、良質な食事を低廉な価格で提供できる者
- (9) 業務に起因する全ての事故及び苦情に対し、自らの責任において速やかに対応することができ、かつ相応の補償能力がある者

出 店 計 画 書

[申請者]

所在地

名称

代表者名

1 基礎的要件（業務経歴等）

(1) 出店希望理由（基本的概念）

(2) 類似業務経験の状況（業務実績）

2 サービス方法

(1) 来庁者に親しまれ、市民、職員両方の利便性を図ったサービス方法

3 管理営業体制（従業員等の経験と能力等）

(1) 人員配置計画（従業員数）・教育方針

(2) 業務責任者（資格の有無）・責任体制・緊急時体制・苦情対応

4 業務内容（業務の実施方針、取組体制）

(1) 地産地消への協力・貢献

(2) 提供メニューの考え方及び「来客向け1週間分のメニュー」の作成

※「食堂利用者向け1週間分のメニュー（金額入り）」（任意様式）

店舗で提供する内容のお客様用メニューをA4サイズ1枚にまとめてください。

(3) 価格の考え方

(4) 環境配慮への考え方

(5) 食品安全性への考え方

(6) 健康への配慮の考え方

(7) 注文・精算方法

(8) 採算ライン及び収入見込み

5 地域精通度・地域貢献度

(1) 小牧市内に本・支店、営業所を有する

(2) 小牧市隣接市町内に本・支店、営業所を有する

6 その他提案事項等

(1) 営業開始可能時期（想定：令和8年7月上旬出店者決定）

(2) アピールすべき点・優位性等

会社(事業所)概要

フリガナ 会社(事業所)名					
住 所		〒			
代 表 者		役職名		氏 名	
営 業 規 模 等	資 本 金	万円		営業年数 年 月	
	従業員数	正 規		臨 時 パート	
	年間取扱高				
	営業の沿革 <small>商号または名称の変更、組織の変更、合併または分割、資本金額の変更、休止、営業の再開、賞罰(行政処分を含む)を記載してください。</small>				年 月 日 創業
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
					年 月 日
			年 月 日		
支店・営業所	名 称	所 在 地		電話番号	
	本 社				

令和8年4月17日現在の情報を記入してください。

(様式第6)

令和 年 月 日

(宛先) 小牧市長

申請者

所在地

名称

代表者名

(電話 - -)

担当者名

質 問 書

小牧市役所本庁舎食堂等出店者募集について、次の事項を質疑いたします。

質 疑 事 項

(様式第7)

小牧市役所本庁舎食堂等業務に関する覚書

小牧市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により小牧市役所本庁舎食堂等業務に関する覚書を取り交わす。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの覚書を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、小牧市役所本庁舎の6階の一部（以下「食堂等」という。）を提供し、乙に食堂等の運営をさせるものとする。

2 乙は、この覚書のほか、小牧市役所本庁舎食堂等出店者選定プロポーザル実施要領（以下「要領」という。）及び小牧市役所本庁舎食堂等出店者募集要項（以下「要項」という。）に定めるところに従い、前項に規定する食堂等運営を行わなければならない。

（食堂物件の用途）

第3条 乙は、食堂等を食堂等の運営のみに利用し、その他の用途に使用してはならない。

（譲渡又は転貸の禁止）

第4条 乙は、この覚書から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は継承させてはならない。また、その権利を担保に供してはならない。

（使用期間）

第5条 食堂等の使用期間は、令和8年 月 日から令和10年3月31日までとする。ただし、使用期間以降双方が合意した事項に異議がない場合は、小牧市財産管理規則第9条の規定に基づく行政財産の使用の許可により1年毎に継続し、以降同様とする。

2 乙は、乙の都合及び使用期間満了により退去しようとするときは、退去の6か月前までに文書により甲に申し出るとともに、甲の指示に従わなければならない。なお、退去の際は、使用した行政財産を退去日までに使用前の状況に回復させるものとする。ただし、甲が同意した場合は、

この限りでない。

(行政財産目的外使用)

第6条 乙は、行政財産である小牧市役所本庁舎の6階の一部を食堂等として使用するに当たり、使用期間の開始前までに、小牧市財産管理規則第9条の規定に基づく行政財産の使用の許可を1年毎に受けなければならない。

2 乙は、前項の行政財産の使用の際の光熱水費については、甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに納入しなければならない。

(暴力団等排除に係る解除)

第7条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この覚書を解除することができる。

- (1) 法人等（法人又はその他の団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に小牧市暴力団排除条例（平成24年小牧市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(7) 乙が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(8) 前2号のほか、法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 前2項の規定によりこの覚書が解除された場合においては、乙は、小牧市使用料及び手数料条例別表第1に基づき算出した使用料の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

（その他の解除）

第8条 甲は、前条の規定のほか必要があると認めるとき、又は乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、覚書を解除することができる。

(1) 指定期日までに納入されるべき光熱水費が納入されないとき。

(2) 覚書の相手方として必要な資格を欠いたとき。

（損害賠償）

第9条 乙は、前2条の規定による覚書の解除により甲が損害を受けた場合には、その損害に相当する金額を甲に賠償しなければならない。

2 乙は、前2条の規定による覚書の解除により損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

（食堂等の使用の責任）

第10条 乙は食堂等の使用により、第三者から苦情、損害賠償請求等を受けたときは、乙の責任及び負担においてこれを処理するものとし、甲または第三者に損害を与えたときは、すべて乙の責任でその損害を賠償しなければならない。

(食堂等の運営に関わる設置及び撤去等)

第11条 食堂等の運営に関わる設置及び撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 前項の設置及び撤去は、甲の指示に基づいて行う。

(食堂等の維持管理)

第12条 食堂等は、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととし、これに要する費用は乙の負担とする。

(食堂等の運営の修正等の指示)

第13条 甲は、食堂等の運営の内容等が、要領及び要項の規定に反するに至ったと判断したときは、乙に対して修正等を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

3 乙は、修正等をしたことにより損害が生ずることがあっても、その損害に関し甲に賠償を請求することはできない。

(秘密の保持)

第14条 乙は、業務の実施に関し知り得た事実について、その秘密を漏らしてはならない。この覚書が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(疑義の決定)

第15条 この覚書に関して疑義が生じたとき又はこの覚書に定めのない事項については、要領及び要項の定めによるものとし、これらの記載のない事項については、甲、乙協議して定める。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、甲、乙それぞれ1通を保管する。

令和8年〇〇月〇〇日

甲 ○○○○○○○○○○○○○○○

代表者 ○○○○ ○○○

乙 ○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○ ○○○○○○

厨房機器・備品一覧

別表 1

通番	名称	規格 仕様	外形寸法 (m/m)			数量	通番	名称	規格 仕様	外形寸法 (m/m)			数量
			間口	奥行	高さ					間口	奥行	高さ	
1	欠番						29	電子ジャー	SK-PJB5400	502	429	390	1
2	検食用冷凍ストッカー	VF-K120X	460	585	1110	1	30	欠番					
3	戸棚		1400	600	1950	1	31	欠番					
4	冷凍冷蔵庫	URN-121PMD3	1200	650	1950	1	32	作業台		900	600	(800)	1
5	スーパーエレクターシェルフ	P1900-5/LS1220-5	1212	613	1892	2	33	電気卓上ウォーマー	TEW-A	350	550	260	1
6	二槽シンク		1200	600	800	1	34	電気ゆで麺器	ENB-550NH-H	550	600	800	1
7	作業台		1000	600	800	1	35	一槽シンク		450	600	800	1
8	包丁・まな板消毒保管機	KCSK-5-e	550	550	1900	1	36	製氷機	FIC-25KT1 (特)	398	(600)	800	1
9	冷凍冷蔵庫	URN-121PMD3	1200	650	1950	1	37	置台		(1150)	600	550	1
10	パスボックス		1050	750	1950	1	38	IHジャー炊飯器	SR-PGB54AP	502	429	390	2
11	戸棚		900	600	1950	1	39	冷凍冷蔵庫	URN-061PM3	610	650	1950	1
12	冷凍冷蔵庫	URN-091PM3	900	650	1950	1	40	上棚		(1628)	350	3段	1
13	包丁・まな板消毒保管機	KCSK-5-e	550	550	1900	1	41	ソイルドテーブル		1500	720	820	1
14	二槽シンク		1200	750	800	1	42	ボックス型洗浄機	A500	600	600	1400	1
15	作業台		300	1200	800	1	43	クリーンテーブル		1100	720	820	1
16	IH調理器	MIR-1555SA-N	1200	600	800	1	44	作業台		(490)	720	820	1
17	作業台		1500	600	800	1	45	消毒保管機	MCS-15-e	1300	550	1900	1
18	電気スチームコンベクションオーブン	SCOS-523RS-L	680	650	620	1	46	欠番					
19	電気フライヤー	SEFD-23K	550	600	800	1	47	欠番					
20	作業台		200	600	800	1	48	二槽シンク		1200	600	800	1
21	IH調理器	MIR-5LA-N	450	600	450	1	49	製氷機	FIC-35KT1 (特)	500	(600)	800	1
22	台下戸棚		1500	600	800	1	50	コールドテーブル冷蔵庫	YRC-120RM	1200	600	800	1
23	コールドテーブル冷蔵庫	YRC-120RM	1200	600	800	1	51	欠番					
24	電気湿温蔵庫	HIS-1260YAG	1200	600	800	1	52	欠番					
25	置台		700	600	540	1	53	欠番					
26	電気卓上ウォーマー	TEW-E	350	550	260	1	54	冷凍冷蔵庫	ARN-062FM (備品201934)	610	650	1950	1
27	置台		1500	600	(800)	1	55	欠番					
28	欠番						厨房機器配置図 (令和8年4月1日現在) 別図2						

コンセント一覧表

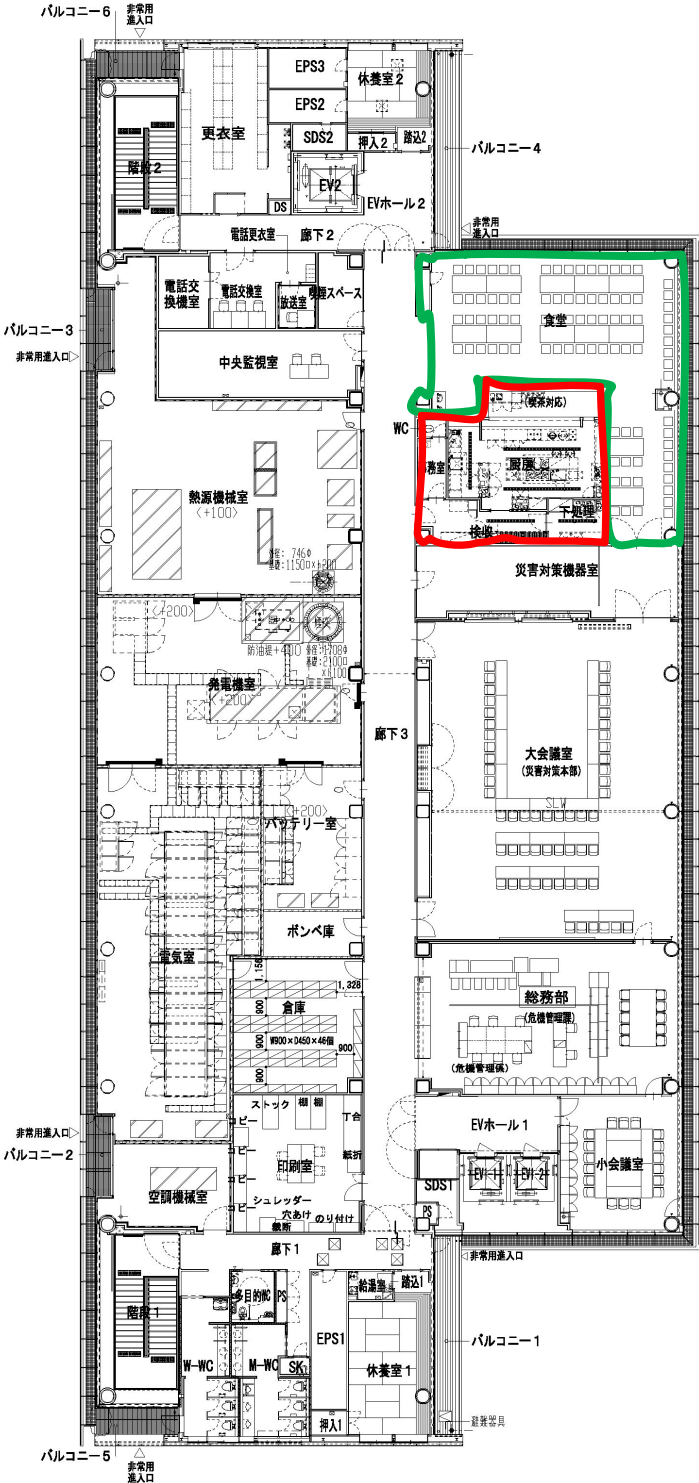
令和8年4月1日現在

番号	色	コンセント種類	接続機器	定格	容量残	備考
1	緑	商用	卓上ウォーマー	900w	600w	
2	緑	商用	卓上ウォーマー	900w	600w	
3	緑	商用	卓上ウォーマー	900w	600w	
4	緑	商用	空き		1,500w	
5	緑	商用	卓上ウォーマー	1,500w	1,500w	
6	緑	商用	空き		1,500w	
7	緑	商用	電子ジャー	128w	1,372w	
8	緑	商用	電球	60w	1,440w	
9	緑	商用	電球	60w	1,440w	
10	緑	商用	空き		不明	テレビ接続あり
11	緑	商用	手洗い	5w		
			手洗い	5w	1,490w	
12	緑	商用	手洗い	5w		
			ウォシュレット	600w	895w	
13	緑	商用	空き		1,500w	
14	緑	商用	手洗い	5w		
			手洗い	5w		
			手洗い	5w	1,485w	
15	緑	商用	製氷機	225w	1,275w	
16	緑	商用	電球	60w		ショーウィンド内
			電球	60w	1,380w	
1	赤	非常用発電機	冷蔵庫	629w	871w	
2	赤	非常用発電機	冷蔵庫	483w	1,017w	
3	赤	非常用発電機	製氷機	253w		
	赤	非常用発電機	冷蔵庫	224w	1,023w	
4	赤	非常用発電機	冷蔵庫	483w	1,017w	
1	黄	動力・非常用発電機	冷蔵庫	525w		
2	黄	動力・非常用発電機	冷蔵庫	525w		
1	青	動力・ブレーカー	包丁まな板消毒保管機	3,100w		
2	青	動力・ブレーカー	包丁まな板消毒保管機	3,100w		
3	青	動力	IHコンロ	5,000w		
4	青	動力	IHコンロ	5,000w		
5	青	動力	IHコンロ	5,000w		
6	青	動力	スチームオーブン	4,100w		
7	青	動力	IHコンロ	5,000w		
8	青	動力	フライヤー	8,000w		
9	青	動力	電子ジャー	4,570w		
10	青	動力	電子ジャー	4,570w		
11	青	動力	電気湿温蔵庫	2,300w		
12	青	動力・ブレーカー	電気ゆで麺機	1,200w		
13	青	動力・ブレーカー	洗浄機	1,100w		
14	青	動力・ブレーカー	消毒保管機	5,200w		
15	青	動力・ブレーカー	空き			
18	青	動力	空き			

別図 1

本庁舎 6 階平面図

6階平面図 1/200



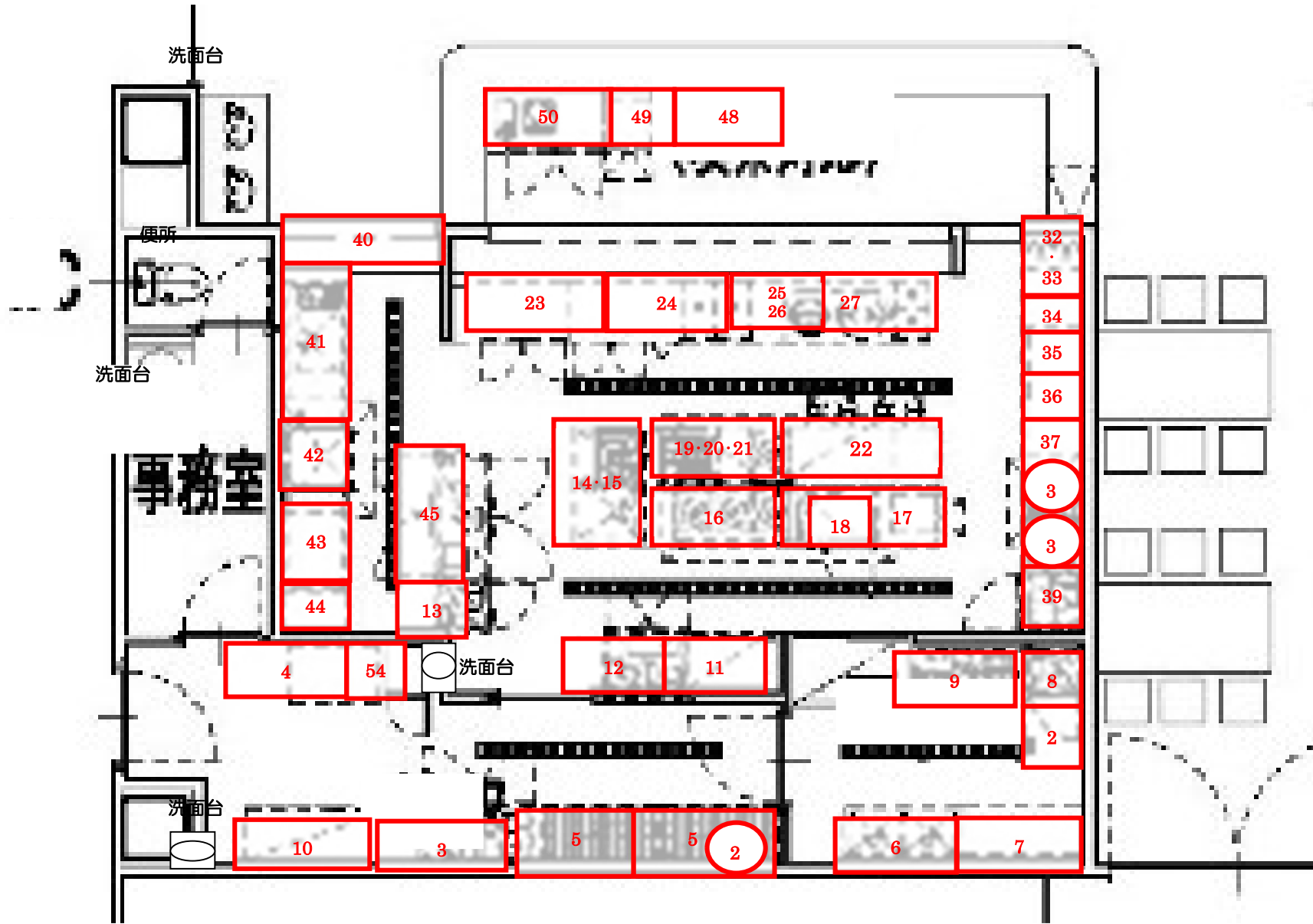
厨房部分

飲食エリア (共有部分)

厨房機器配置図

(令和8年3月1日現在)

別図2



厨房コンセント配線図 (令和8年4月1日現在)

別図 3

